

官報

号外 昭和三十三年四月二十一日

○第二十八回 参議院會議錄第二十四号

昭和三十三年四月二十一日(月曜日)午
前十時四十一分開議

議事日程 第二十三号

昭和三十三年四月二十一日

午前十時開議

第一 交付税及び譲与税配付金特
別会計法の一部を改正する法律
案(内閣提出、衆議院送付)

第二 関税法の一部を改正する法
律案(内閣提出) (委員長報告)

第三 地方鉄道軌道整備法の一部
を改正する法律案(内閣提出、
衆議院送付) (委員長報告)

○議長(松野平三君) 諸般の報告は、
朗読を省略いたします。

去る十八日議長において、左の常任委
員の辞任を許可した。

内閣委員

地方行政委員

法務委員

同

同

大蔵委員

文教委員

社会労働委員

農林水産委員

商工委員

同

通信委員

同

昭和三十三年四月二十一日 参議院會議錄第二十四号 議長の報告

建設委員 田中 一君
杉山 昌作君
小山邦太郎君

予算委員 同日議長において、常任委員の補欠を
左の通り指名した。

内閣委員 上原 正吉君
佐野 廣君
小橋 治和君

地方行政委員 同日議長において、常任委員の補欠を
左の通り指名した。

法務委員 小橋 治和君
前田佳都男君

同(国会法第四十二条第三項)
の規定によるもの

大蔵委員 小山邦太郎君
杉山 昌作君
最上 英子君

文教委員 田中 一君
田中 啓一君
松野 鶴平君

社会労働委員 木村篤太郎君
井上 知治君
木下 友敬君

農林水産委員 村山 義一君
秋山俊一郎君

商工委員 同日議長から左の内閣提出案を受領
した。よって議長は即日これを委員会
に付託した。

通信委員 自治庁設置法の一部を改正する法律
案 内閣委員会に付託

建設委員 首都圏市街地開発区域整備法案
建設委員会に付託

同日衆議院から、同日において修正議
決した左の内閣提出案を受領した。

同日議長は即日これを内閣委員会に
付託した。

文部省設置法の一部を改正する法律
案

総理府設置法の一部を改正する法律
案

建設省設置法の一部を改正する法律
案

同日衆議院から予備審査のため左の議
案が送付された。よって議長は即日こ
れを地方行政委員会に付託した。

行政書士法の一部を改正する法律案
(木崎茂男君外八名提出)

同日修正議決した左の内閣提出案は、
即日これを衆議院に送付した。

電波法の一部を改正する法律案
同日修正議決した左の本院提出案は、
即日これを衆議院に送付した。

著作権法の一部を改正する法律案
同日可決した左の本院提出案は、即日
これを衆議院に送付した。

へき地教育振興法の一部を改正する
法律案

同日議長は、左の議員提出案を予備審
査のため衆議院に送付した。

母子福祉法案(山下義信君外六名発
議)

調理師法案(草葉隆國君外四名発
議)

へき地教育振興法の一部を改正する
法律案

同日議長は、左の衆議院提出案を可決
した旨衆議院に通知した。

同日議長は、左の衆議院提出案を可決
した旨衆議院に通知した。

同日議長は、左の衆議院提出案を可決
した旨衆議院に通知した。

同日議長は、左の衆議院提出案を可決
した旨衆議院に通知した。

同日議長は、左の衆議院提出案を可決
した旨衆議院に通知した。

同日議長は、左の衆議院提出案を可決
した旨衆議院に通知した。

法律案(秋山長造君外二十一名発
議)

同日修正議決した衆議院送付の左の内
閣提出案は、即日これを衆議院に回付
した。

日本育英会法の一部を改正する法律
案

同日委員長から左の報告書を提出し
た。

裁判官の報酬等に関する法律の一部
を改正する法律案可決報告書

検察官の俸給等に関する法律の一部
を改正する法律案可決報告書

交付税及び譲与税配付金特別会計
法の一部を改正する法律案可決報告
書

関税法の一部を改正する法律案修正
議決報告書

地方鉄道軌道整備法の一部を改正す
る法律案可決報告書

農林漁業金融公庫法の一部を改正す
る法律案可決報告書

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提
出案を承認することを議決した旨衆議
院に通知した。

千九百五十七年十月三日にオタワで
作成された万国郵便条約及び関係
諸約定の締結について承認を求める
の件

地方自治法第五十六條第六項の規
定に基き、輸出品検査所の支所の設
置に關し承認を求めるの件

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提
出案を可決した旨衆議院に通知した。

防衛庁設置法の一部を改正する法律
案(第二十六回国会提出)

国家公務員共済組合法案

国家公務員等退職手当暫定措置法の
一部を改正する法律案

同日左の法律の公布を奏上し、その旨
衆議院に通知した。

同日議長は、左の衆議院提出案を可決
した旨衆議院に通知した。

駐留軍関係離職者等臨時措置法案

同日衆議院から、本院の回付した左の
内閣提出案は、同日において本院の修
正に同意した旨の通知書を受領した。

日本育英会法の一部を改正する法律
案

同日衆議院から、本院の送付した左の
内閣提出案は、同日においてこれを可
決した旨の通知書を受領した。

企業担保法案

去る三月二十二日予備審査のため衆議
院に送付した左の議案は衆議院から撤
回の申出があり、去る十七日委員会に
おいてこれを許可した旨同日院に通知
した。

へき地教育振興法の一部を改正する
法律案(秋山長造君外二名発議)

去る十八日国会において承認すること
を議決した左の件を内閣に送付し、そ
の旨衆議院に通知した。

千九百五十七年十月三日にオタワで
作成された万国郵便条約及び関係諸
約定の締結について承認を求めるの
件

同日左の法律の公布を奏上し、その旨
衆議院に通知した。

同日議長は、左の衆議院提出案を可決
した旨衆議院に通知した。

同日議長は、左の衆議院提出案を可決
した旨衆議院に通知した。

同日議長は、左の衆議院提出案を可決
した旨衆議院に通知した。

同日議長は、左の衆議院提出案を可決
した旨衆議院に通知した。

同日議長は、左の衆議院提出案を可決
した旨衆議院に通知した。

同日議長は、左の衆議院提出案を可決
した旨衆議院に通知した。

同日議長は、左の衆議院提出案を可決
した旨衆議院に通知した。

同日議長は、左の衆議院提出案を可決
した旨衆議院に通知した。

同日議長は、左の衆議院提出案を可決
した旨衆議院に通知した。

同日議長は、左の衆議院提出案を可決
した旨衆議院に通知した。

同日議長は、左の衆議院提出案を可決
した旨衆議院に通知した。

同日議長は、左の衆議院提出案を可決
した旨衆議院に通知した。

同日議長は、左の衆議院提出案を可決
した旨衆議院に通知した。

同日議長は、左の衆議院提出案を可決
した旨衆議院に通知した。

防衛庁設置法の一部を改正する法律

国家公務員共済組合法

国家公務員等退職手当暫定措置法の
一部を改正する法律

地方交付税法の一部を改正する法
律

児童福祉法の一部を改正する法律

駐留軍関係職者等臨時措置法

理化学研究所法

中小企業金融公庫法の一部を改正す
る法律

下水道法

義務教育諸学校施設設置庫庫負担法

同日国会において承認することを議決
した左の件を内閣に送付し、その旨衆
議院に通知した。

地方自治法第五十六条第六項の規
定に基づき、輸出品検査所の支所の設
置に關し承認を求めるの件

同日衆議院議長から、左の法律の公布
を奏上した旨の通知書を受領した。

日本育英会法の一部を改正する法
律

企業担保法

同日議院において採択した長野原、
堀松村間鐵道敷設促進に關する請願外
百三十四件の請願は、即日これを内閣
に送付した。

同日内閣總理大臣から議長宛、経済企
画庁総合計画局長大來佐武郎君の第二
十八回国会政府委員を免じた旨の通知
書を受領した。

一昨十九日議長において、左の常任委
員の辞任を許可した。

法務委員

同

小出邦太郎君
赤松 常子君
堀見 俊二君
大矢 正君

文教委員

同

社会労働委員

同

農林水産委員

運輸委員

建設委員

予算委員

同日議長において、常任委員の補欠を
左の通り指名した。

法務委員(国会法第四十二條第三
項の規定によるもの)

同

大蔵委員

同

文教委員

同

社会労働委員

農林水産委員

運輸委員

建設委員

予算委員

秋山俊一郎君
大矢 正君
大野木秀太郎君
赤松 常子君
成田 一郎君
田中 一君
堀見 俊二君
木下 友敬君
秋山俊一郎君
同日議長において、常任委員の補欠を
左の通り指名した。

同日森元治郎君外四名から左の議案に
つき、委員会審査省略要求書を撤回し
た。

沖繩施政権の返還に關する決議案

○議長(松野鶴平君) これより今日の
會議を開きます。

この際、お諮りいたします。原水爆
の禁止に關する決議案(寺本廣作君外
十七名発議)(委員会審査省略要求事
件)

本案は、発議者要求の通り、委員会
審査を省略し、日程に追加して、直ち
にその審議に入ることと御異議ござい
ませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認
めます。よつて本案を議題といたしま
す。まず、発議者の趣旨説明を求めま
す。寺本廣作君。

原水爆の禁止に關する決議案
右の議案を發議する。

昭和三十三年四月十九日
發議者

寺本 廣作

鹿島守之助

杉原 荒太

野村吉三郎

苦米地英俊

井上 清一

岡田 宗司

曾根 益

佐藤 尚武

賛成者

安井 謙

佐野 廣

大谷藤之助

前田佳都男

田中 茂穂

江藤 智

西田 信一

小林 孝平

柴谷 要

阿部 竹松

樺 繁夫

島村 軍次

森田 義衛

田中 啓一

柴田 榮

林田 正治

小西井義男

北村 暢

光村 甚助

横川 正市

杉山 昌作

参議院議長松野鶴平殿

原水爆の禁止に關する決議

原水爆の禁止に關しては、参議院
は、既に三回にわたり決議を行い、
國際連合及び關係各國に善処を要請
した。

國際連合及び關係各國に善処を要請
した。

本院は、原子力を含む近代科学の
成果は平和的にのみ利用すべきで
あり、核兵器はこれを禁止すべきで
あるとの基本的立場を、ここに重ね
て宣明するとともに、最近の國際情
勢の推移にかんがみ、この際、原水
爆所有國の間に關して原水爆実験の
即時無条件停止に關しすみやかに合
意が得られ、かつ、これを契機とし
て關係各國が原水爆の製造、貯蔵及
び使用の禁止の協定を締結するよ
う、政府において積極的な外交措置
をとることを要請する。

右決議する。

以上であります。

参議院はこれまで、昭和二十九年四
月、第十九国会において原子力國際管
理並びに原子兵器禁止に關する決議
を、同三十一年二月、第二十四国会に
おいて、原水爆の実験禁止に關する決
議を、同三十二年三月、第二十六国会
において、原水爆の禁止に關する決議
を、それぞれ可決しております。これ
ら過去三回の決議に當つての趣旨説明
並びに討論の過程において、原水爆の
禁止に關連する諸問題、特に、われわ
れ日本國民が永遠の平和を希求する願
望、地球上唯一の原爆被害國民として
の立場、原水爆のおそれるべき破壊力及
び放射能障害、核爆発実験の場所、予
告、探知査察の問題、大気汚染の問題、
一般軍縮と核兵器禁止の問題、原水
爆禁止と國際連合の關係、原水爆保
有國の首腦者會議の問題等の諸問題に
ついては、余すところなく論じ尽され
たかの感があるのであります。それに
もかわらず、私どもが、ここに四た

び原水爆の禁止に關し決議案を提出しましたゆゑは、次の理由に基くものであります。

その一つは、原水爆禁止の問題が、二回や三回の決議で能事終りとするには、あまりにも解決困難な問題であるといふことであります。かつて採択された第二回決議の趣旨説明に當り、提案者は、「今後といふことも、反復をいとわず、機会あるごとに原水爆の禁止を提唱し、この問題の解決に當らなければならぬ」といふ不退転の決意を表明しておられるのであります。私も、この問題が根本的解決を見るに至るまで、かつての決議に示された不退転の決意を、あくまでも繼承して行くべきものとかく信ずるのであります。(拍手)

その二つは、原水爆保有国の引き続く核実験によつて実証されるごとく、核兵器そのものが無限に発達しつつあるとともに、大陸間弾道弾等の完成により、その搬送手段が飛躍的に進歩し、人類に対する原水爆戦争の脅威が、前回の決議當時の事情に比較し、著しく増大してきたといふことであります。

その三つは、原水爆禁止に關する国際情勢が、微妙に推移しつつあると認められることであります。最近、ソ連の行なつた核実験停止の宣言は、たとい一連の核実験を完了した直後において、相手方の応諾を条件として声明されたものであつたにしても、かような宣言それ自体は、国際世論の換の萌芽として、私どものひとしく歓迎するところであります。(拍手)かつて本院が、しばしばその決意を内外に表明したことや、政府が原水爆実験中

止要請のために、書簡を送つたり、特使を派遣したり、あるいは国連総会において、原水爆禁止決議に關する日本案の通過に努力したことなどは、その當時において直ちに成果をおさめたものとは認めがたいところであります。が、今にしてこれを顧みるときは、国際世論の転換を方向づける上に貢献するところが少くなかつたと信ぜられるのであります。私も、原水爆禁止に關する国際世論の転換のきざしが見え初めたこの機会において、私どもの決意を新たにするとともに、原水爆実験禁止の即時無条件停止から、さらに進んで、原水爆の製造、貯蔵、使用の禁止に至る協定が関係諸国において実現するよう、政府を鞭撻して、なお一層積極的な外交を展開させることの必要性を痛感するものであります。(拍手)

以上が、ここに四たび原水爆禁止に關する決議案を提出した理由であります。何とぞ、全会一致の御賛成をもつて御可決あらんことをお願いいたします。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 本案に対し、討論の通告がございます。順次、発言を許します。安部キミ子君。

〔安部キミ子君登壇、拍手〕
○安部キミ子君 私は日本社会党を代表して、ただいま上程されました核兵器実験禁止決議案に賛成いたします。本院は、過去数回にわたつて原水爆実験禁止を決議しましたが、このたびあらためて新しい決議をすることは、重大な意義を持つものと確信するのであります。願ひまするに、一九五七年は重大な年でありました。それは、ソビエトに大陸間弾道弾と人工衛星スプートニクが出現した年であるからであり

ます。また、今年に入つて、さらに新しい情勢の一つの重要な原動力は、ソ連政府の最高會議で決定された核兵器実験を一方的に停止するという今度の宣言であります。この宣言は、日本が世界各國の先頭に立つて努力してきた核兵器実験禁止運動の要請の線に沿つたものであり、これの実現が、世界情勢の好転の契機となることを期待するものであります。また、各國は、従来の政治的偏見にとらわれず、核兵器実験禁止を、いかなる政府の主導権のもとに提案されようとも、それがよいことであれば、よいこととして、平和と核兵器禁止の促進に役立つものとして、正しく評価しなければなりません。ソ連が、この宣言に基いて、永久に実験を中止し、一方、米英がこれと同じ宣言を發して、核兵器実験の全面的禁止協定を、一日も早く実現しなければならぬ重大な段階にきているからであります。

そもそも原水爆の実験の目的は、幾種類かの大量殺人兵器を完成することであり、この兵器を戦争状態で使用する条件を研究することであります。現在、兩陣營は、核武装と軍備拡張に果てしない競争を続けておりますが、國民經濟は、この軍備拡張によつて徹底的に破壊されるからであります。こゝういふ世界情勢の中で、私どもは、ソ連の一方的な宣言のほかに、もう一つの動きを見がしてはならぬことがあります。それは米英ソの國民が、核兵器の実験禁止に立ち上つたこととあります。その一例として、私は、この目で見てきた事実を申し述べたいと思ひます。

昨年七月、私が日本社会党を代表してオーストリアのウィーンで開かれた社会主義インターに出席し、原水爆禁止の決議案を本會議に上程したときのこととあります。日本のほかにドイツ、オーストリア、デンマークなどからも、同じく原水爆実験禁止の決議案が出されましたが、原水爆の被害國として、私が本會議に提案説明に立ちました。決議は、満場一致で熱狂的な雰囲気の中で可決されました。六十四カ國の代表は、次々と感激をもつて賛成討論を述べたわけですが、その中には、英國のゲイツケル、ベヴァン、阿氏を初め、西ドイツのオーレンハウアー氏など、各國の名士の顔も見えました。私は女性の立場から、今も忘れることのできないのは、婦人の善意でありました。戦争を憎み、放射能をおそれる婦人の表情は真剣で、だれもが私の説明に興奮し、原水爆の被害を三たびまでこうむつた日本に對し、あたたかい同情を示されたことであります。平和を求め、子供の仕合せを願ふ母親の心に國境はないといふことであります。それから数日の後、ロンドンのハイドパーク公園からトラファルガー広場まで、原水爆実験禁止のデモが挙行されました。私も日本の原水爆実験禁止の國民代表としてデモの先頭に立ちました。そのとき私は、英國人の良識はまだまだ失われずの感を深くしたのであります。かくも多数の英國人が、原水爆反対のデモや集會に参加しているのに驚きました。私はトラファルガー広場の中央の塔の上に立つて、 그리스マス島の実験中止を要請し、日本人が、広島、長崎の原爆のため今日もお苦しんでいること、また、ビキニの実験で受けた被害について訴えました。続いて、モス

クワでも、原水爆禁止日本協議會のソ連派遣の國民代表と合流して、クレムリン宮殿においてはブルガーニン首相と面談し、こゝでも原水爆実験禁止を要請しました。八月六日夜、モスクワのマネジナ広場では、五十万人の各國青年代表の参加で、原水爆禁止世界平和大会が開かれ、日本代表の一人、永田尚子さんは、被爆者代表として、原爆のおそろしさを切々と訴え、世界平和を叫びました。私は、その日の大会の実況放送をいたしました。その後、フランス、西ドイツ、モンゴリア、中國、朝鮮、ヴェトナムと、原水爆実験禁止の運動を続けて参りました。この國でも、戦争に反對し、原水爆の実験を禁止しようという動きが強く感じられました。それが最近では、さらに爆発的になつていふことを見のがしてはなりません。

本年一月、國連の事務総長に手交された四十四カ國、九千二百三十五名の學者抗議文を初め、エニウエトク実験禁止のために抗議船を出すというアメリカの動きや、ギルモア氏を委員長とする健全な核政策のための、ニューヨーク委員會の核実験反対の集會や、核兵器禁止非暴力行動委員會を初めとする二十九の諸団体など、全米國にわたつて原水爆の火のごとく核実験即時中止の運動が広がつております。また、英國でも、核兵器実験禁止全國協議會を初め、イギリス労働黨を先頭に、十六の団体が核兵器実験禁止と軍備を叫んで立ち上つています。また、フランスやドイツその他各國でも、この問題の解決が引き延ばされているうちは、一刻々々と諸國民が原子戦争準備の泥

クワでも、原水爆禁止日本協議會のソ連派遣の國民代表と合流して、クレムリン宮殿においてはブルガーニン首相と面談し、こゝでも原水爆実験禁止を要請しました。八月六日夜、モスクワのマネジナ広場では、五十万人の各國青年代表の参加で、原水爆禁止世界平和大会が開かれ、日本代表の一人、永田尚子さんは、被爆者代表として、原爆のおそろしさを切々と訴え、世界平和を叫びました。私は、その日の大会の実況放送をいたしました。その後、フランス、西ドイツ、モンゴリア、中國、朝鮮、ヴェトナムと、原水爆実験禁止の運動を続けて参りました。この國でも、戦争に反對し、原水爆の実験を禁止しようという動きが強く感じられました。それが最近では、さらに爆発的になつていふことを見のがしてはなりません。

本年一月、國連の事務総長に手交された四十四カ國、九千二百三十五名の學者抗議文を初め、エニウエトク実験禁止のために抗議船を出すというアメリカの動きや、ギルモア氏を委員長とする健全な核政策のための、ニューヨーク委員會の核実験反対の集會や、核兵器禁止非暴力行動委員會を初めとする二十九の諸団体など、全米國にわたつて原水爆の火のごとく核実験即時中止の運動が広がつております。また、英國でも、核兵器実験禁止全國協議會を初め、イギリス労働黨を先頭に、十六の団体が核兵器実験禁止と軍備を叫んで立ち上つています。また、フランスやドイツその他各國でも、この問題の解決が引き延ばされているうちは、一刻々々と諸國民が原子戦争準備の泥

沼に深く落ち込む結果になることを自覚し始めました。

こうした背景のもとに、今度のソ連政府の宣言も生み出されたものでありましよう。このソ連政府の一方的宣言に刺激されてか、昨今の国際報道では、ぐずぐずしていたら大へんなことになった。米ソともICBMを持つようになつたら、軍備全体が原子爆ロケットになり、戦略も一変、技術的にも軍備の撤廃は不可能になると、アメリカの科学者は警告しています。それだけでなく、ICBM、IRBMなど、原子爆弾頭の実験のための放射能は、人類の許容量を完全に突破しております。しかも、戦争の危機は決して遠のいてはいないのであります。「今や、戦争は偶発的なことから起るであらう」と、インドのネル首相は言っております。

三月十一日、米戦略空軍爆撃機B47が、アメリカのカウス・コロライナ州で誤って核爆弾を落し、幸い信管はついていなかったが、放射能で付近が汚染されるといふ事件が起りました。夜となく昼となく、原子爆を繰り返して飛んでいる飛行機の搭乗員が、もしも間違つて無電を聞か、あるいは前線指揮官のちよつとした頭の狂い一つで、戦争が引き起される危険な事態となつてゐるのであります。

以上の新情勢の中で、本院の決議は、核兵器実験禁止を促進するであらうし、政府と国会は、国民とともに前進しなければなりません。

顧みれば、一九五四年、ビキニ水爆の年、杉並区の一角から、お母さんたちの手で始められたささやかな原子爆反対の署名運動は、世界をゆるがす大運動となり、今日までに六億五千四百

五十万人の署名となりました。しかもそれが、日本から世界中に広がる導火線となつたのは、広島、長崎でたゞさんの奇形が生まれてゐるという事実を各国婦人に訴えた日本の婦人団体の報告が、大きなショックを与え、婦人の立ち上りとなつたからであります。

(拍手) また、最近、英国のバートランド・ラッセル博士は、「原子爆の実験を今やめても、一九五四年から今日まで、五万人のガン患者と数万人の精神薄弱児ができてゐる」と発表しています。この上、エニウエトクの実験が強行されるなら、人類の運命は決定的だと伝えております。このたびのソ連政府提案に、もし米英政府が同調せず、従来通り、核兵器実験を継続するならば、ソ連政府としては、自国の安全のために行動せざるを得ないと述べております。これは、実験再開の自由を保留したものと考へます。私はこの実験再開の自由を宣言するよりも、実験禁止のための国際協定の成立に協力し、さらに、核兵器の全面禁止にまで進めることが正しい道だと信じます。

私も、ソ連政府に就いて、米英両国政府が、エニウエトク実験を初め一切の核兵器実験を即時中止し、フランス政府もまた、核兵器実験競争への参加を断念するよう強く希望いたします。来たるべき東西会議は、いかなる手続によるにせよ、早急に行われることをわれわれは希望しますし、また、少くとも実験禁止が、この会議によつて実現することを要求する権利は日本人にあると考へます。そこで、八月の第四回原子爆禁止世界大会には、本院の決議にのっとり、実験禁止を促進するための正しい国際会議を開く努

力をしようではありませんか。最後に、非核武装地帯について触れたいと思ひます。実験禁止を見ようとするこの時期に、この運動を世界に呼びかけてきた日本としては、自国並びに日本の属するアジアを、非核武装地帯とすることが当然であると思ひます。本院が新しい実験禁止を決議した機会に、非核武装地帯の問題も、さらに前進することを心から希望いたします。賛成討論を終ります。(拍手)

○議長(松野平君) 石黒忠篤君。

〔石黒忠篤君登壇、拍手〕

○石黒忠篤君 私は緑風会を代表いたしまして、本決議案に賛成の意を表するものでございませう。

決議案が示しておりますように、本院は、すでに三回の決議をもつて原子爆実験禁止について国民の意思を表明して参つてきておるのであります。しこうして、今回さらに第四回の決議をもつて、その禁止について国民の心からの要望を原子爆所有国に対していたすことは、提案者の説明にありましたように、このことが、なかなか実行に至らない困難な事情にあるということでありまして、今後、何回でも、その目的を達するまでやらなければならぬと考へるものであります。(拍手)

私は一月の三十日にこの演壇に立ちまして、総理大臣の施政演説に對しする質問をいたしました。この問題を詳細に論じましたから、本日は詳細に意見を述べざることを省略いたします。しかしながら、今回の第四回の決議をやりましますのは、ソ連が、そのグロムイコ氏の演説の中において、詳細にこの原爆禁止をやるということについての

意向を述べておりました。これをものととして最近の国際情勢、すなわち原爆所有国の首脳者の会議が行われようとしておる国際情勢にかんがみまして、そこで、話し合いの最大の問題として、これが議されるのが最も望ましいことだと考へるからであります。岸首相は、機会があるごとに、原爆禁止についての国民の熱望を伝えておると演説をせられ、この問題をもつて、全人類の最大の問題であると言明をせられておるのでありますから、最も有効なる外交手段をもつて、日本国民の悲願を、このたびこそ、その首脳者会議の問題として成果をおさめるように、全力を尽して伝達せられんことを希望するものであります。

岸首相がかつて派遣をせられた松下特使が、各国を丹念に説得をして回られた結論が、この問題の実現ということはなかなかむずかしい、これ以上は、科学的に各国の為政者が衷心から、全人類に及ぼす原爆自体の影響をいふものを、慎重に考へられるようにしなければならぬという趣旨の復命をされたことを、私は覚えておるのであります。その方面の科学的証明ということを私が要望したのであります。総理大臣は、本年度の予算における科学技術振興の費用及び機関の整備ということについて、十分に考慮をするという答弁があつたのであります。この機会に、その方面の具体化を実現をせられて、そして、首脳者会議においてこの問題が妥結せられない場合において、さらに幾たびも決議をすることについての科学的根拠を研究し、報告することのできるようにすることが、日本国民

の科学界における、はなばなしくはなすが、最も重要な課題であると信じますから、この点に關しまして、政府の努力を希望いたします。本案の決議に賛成をいたす次第であります。(拍手)

○議長(松野平君) これにて討論の通告者の発言は、全部終了いたしました。討論は、終局したものと認めま

す。これより本案の採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めま

す。

〔賛成者起立〕

○議長(松野平君) 総員起立と認めます。よつて本案は、全会一致をもつて可決せられました。(拍手)

ただいまの決議に對し、内閣総理大臣から発言を求められました。岸内閣総理大臣。

〔内閣総理大臣岸信介君登壇、拍手〕

○國務大臣(岸信介君) 原子爆実験禁止については、政府におきまして、しばしば関係国にその実現方を訴え、かつ、国際連合にも独自の提案を行ひ、国際的世論の喚起に努めるなど、努力を重ねてきた次第であります。で、ただいまの御決議につきましては、一段と心強く存じ、今後一そう、わが国民の訴えが聞き入れられるよう、各般の手段を積極的に講ずる所存でございます。(拍手)

○議長(松野平君) 日程第一、交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) 日程第二、関税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

以上、両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長河野謙三君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年三月二十八日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 松野鶴平君

交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案

交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案

交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和二十九年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

第四十条中「百分の二十六」を「百分の二十七・五」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から起算して、改正後の第四十条の規定は、昭和三十三年度分の予算から適用する。

審査報告書

関税法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて別冊の通り修正すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年四月十八日
大蔵委員長 河野 謙三
参議院議長 松野鶴平君

多数意見者署名

西川 五郎 左藤 義詮
堀見 俊二 山本 米治
青木 一男 土田 太郎
廣瀬 久忠 大矢 正
杉山 昌作 天坊 裕彦
岡崎 眞一 小笠原 三男
平林 剛

第九十六条の改正規定中「又は外国貿易船」に改める。」「又は外国貿易船」に、「二十五隻」を「十二隻」に改める。」「に改める。」

附則中「昭和三十四年一月一日」を「昭和三十五年一月一日」に改める。

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は、関税行政の適正化に資するため、姫路港及び佐賀関港を開港とし、開港の閉鎖の基準を改めるとともに、保税地域との交通、外国貨物の輸入許可前の引取等について所要の規定の整備を行おうとするものであつて、概ね妥当な措置と認めるが、開港閉鎖基準及びその適用の猶予期間の延長について、所要の修正を加えた。

二、費用
この法律施行のため、別に費用を要しない。

関税法の一部を改正する法律案
国会に提出する。
昭和三十三年二月三日
内閣総理大臣 岸 信介

関税法の一部を改正する法律案
関税法の一部を改正する法律案
関税法(昭和二十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第二十四条に次の一項を加える。

税関長は、第一項の指定をしたときは、直ちにその旨を公告しなければならない。

第三十一条の次に次の一条を加える。

(保税地域との交通)
第三十一条の二 税関長が指定した保税地域とその他の地域との交通は、税関長の許可を受けた場合を除くほか、その指定した場所を経て行わなければならない。

2 前項の指定は、この法律の実施を確保するため必要な場所について行ふものとし、その指定により当該保税地域の利用を、できる限り妨げないようにしなければならない。

3 税関長は、第一項の指定をしようとする場合において、当該保税地域の管理者が国、地方公共団体又は日本国有鉄道であるときは、これらに協議し、当該管理者がこれら以外の者であるときは、その意見を聞かなければならない。

4 第二十四条第五項の規定は、第一項の指定について準用する。

第七十条第三項中「貨物」の下に「及び他の法令の規定により輸出又は輸入ができないこととされている貨物」を加える。

第七十三条第一項及び第二項を次のように改める。

輸入申告をした外国貨物を輸入の許可前に引き取る場合において、得ないと認められる場合においては、その輸入申告をした者は、政令で定めるところにより、当該貨物につき課すべき関税額に相当する担保を提供して税関長の承認を受け、当該貨物を輸入の許可前に引き取ることができ。

2 前項の承認は、これを受けようとする貨物につき次に掲げる場合に該当するときは、することができな。

一 輸入の許可をすることができないものである場合(前条の規定による場合を除く。)

二 輸入申告をするに際し法令の規定により提出すべき書類の提出がない場合(腐敗又は変質のおそれがあることその他これに準ずる理由で政令で定めるものによりすみやかに引き取る必要があると認められる場合を除く。)

第九十六条第二項第一号中「且つ、外国貿易船」を「又は外国貿易船」に改め、同項第二号中「又は輸入された貨物」を「若しくは輸入された貨物」に、「且つ、外国貿易船」を「又は外国貿易船」に改める。

第九十九条中「第二十四条の下に「第一項若しくは第四項」を、「第三十条第二号(許可を受けて保税地域外に置く外国貨物)」の下に、「第三十一条の二第一項(保税地域との交通)」を加える。

第一百零四条第四号中「第二十四条第一項、第二項若しくは第四項(船舶又は航空機と陸地との交通等)」の下に、「第三十一条の二第一項(保税地域との交通)」を加える。

下「第三十一条の二第一項(保税地域との交通)」を加える。

別表第一中「兵庫 神戸」を「兵庫 神戸」に、「大分 津久見」を「大分 津久見」に改める。

佐賀関

津久見

附 則

この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。ただし、第九十六条の改正規定は、昭和三十四年一月一日から施行する。

○河野謙三君登壇、拍手

たゞいま議題となりました二つの法律案につきまして、大蔵委員会の審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、さきに成立いたしました地方交付税法の一部を改正する法律案において、地方交付税の税率を二六%から二七・五%に引き上げることとなるのに伴ひまして、一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れる金額で、所得税、法人税及び酒税の収入見込み額を基礎とするものの算定の基準となる割合についても、昭和三十三年度以後、同じく二七・五%に引き上げようとするものであります。

委員会における審議の詳細は、会議録によつて御承知願います。

かくて質疑を終り、討論、採決の結果、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

昭和三十三年四月二十一日 参議院會議録第二十四号 地方鉄道軌道整備法の一部を改正する法律案

次に、関税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案の内容の概略を申し上げますと、第一点は、関税行政の適正化に資するため、保税地域との交通の場所を指定することができることとして、密貿易取締りをばかり、また、輸入の許可前における貨物の引き取りについて、貨物の性質等やむを得ない場合に限り、乱用を防ぐこととするものであります。第二点は、開港の開鎖基準の改正であり、現行は輸出入額五千万円、出入外国貿易船二十五隻との両基準に欠けた場合となつてゐるのを、そのいずれか一つの基準が欠けた場合、開港を開鎖することに改めようとするものであります。また、これにつきましても、現在、実績の少ない開港の事情をも考慮し、改正規定の適用は来年末までの実績を見ることとしております。第三点は、その他、貿易実績の十分ある姫路港、佐賀関港を開港に指定する等、所要の規定の整備を行なつております。

委員会の審議におきましては、開港の開鎖基準、その適用の猶予期間及び重要港湾指定との関連等について質疑がありましたが、その詳細は会議録によつて御承知願ひたいと存じます。質疑を終了し、各派共同提案にかかると修正案が提出せられ、大矢委員から説明がありました。その内容は次の通りであります。

すなわち、開港の開鎖基準を原案のごとく改正することは、現状において臨に過ぎるので、出入港隻数二十五隻を十二隻に改め、また、その適用の猶予期間をさらに一年延長しようとするものであります。

討論、採決の結果、各派共同提案にかかる修正案は、全会一致をもつて可決され、修正部分を除く原案について、全会一致をもつて可決され、本案を修正可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたします。

まず、交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案全部の問題に供します。

○議長(松野鶴平君) 賛成の諸君の起立を求めます。よつて本案は、全会一致をもつて可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 次に、関税法の一部を改正する法律案全部の問題に供します。委員長の報告は修正議決報告でございます。

委員長報告の通り修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(松野鶴平君) 賛成者起立

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本案は、全会一致をもつて委員会修正通り議決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第三、地方鉄道軌道整備法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。運輸委員長天田勝正君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

地方鉄道軌道整備法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年四月十七日

衆議院議長 益谷 秀次

地方鉄道軌道整備法の一部を改正する法律案

地方鉄道軌道整備法の一部を改正する法律案

地方鉄道軌道整備法(昭和二十八年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「又は第二号」を「第二号」に、「承認を受けたもの」を「承認を受けたもの又は第四号に該当するもの」に、「障がい」を「障害」に改め、同項に次の一号を加える。

四 洪水、地震その他の異常な天然現象により大規模の災害を受けた地方鉄道であつて、すみやかに災害復旧事業を施行してその運輸を確保しなければ国民生活に著しい障害を生ずる虞のあるもの

第八条に次の三項を加える。

4 政府は、第三條第一項第四号に該当する地方鉄道の地方鉄道業者がその資力のみによつては当該災害復旧事業を施行することが著しく困難であると認めるときは、予算の範囲内で、当該災害復旧事業に要する費用の一部を補助することができる。

5 前二條の規定は、前項の規定により補助を受けた地方鉄道業者(当該補助に係る災害復旧事業を完了した者及び第十四條の規定により当該補助金の全部を返還した者を除く)について、準用する。

6 災害復旧事業の範囲、補助率その他の第四項の規定による補助に關し必要な事項は、政令で定める。

第十四條第二号中「第七條」の下に「これらの規定を第八條第五項の規定において準用する場合を含む。」を加え、同条に次の一号を加える。

五 第十五條の二の規定に違反したとき。

第十五條の次に次の一條を加える。

(配当の許可)

第十五條の二 第八條の規定により補助を受けた地方鉄道業者は、政令で定める割合以下の利益の配当をしようとするときは、運輸大臣の許可を受けなければならない。ただし、左の各号の一に該当する場合においては、この限りでない。

一 当該營業年度末からさかのぼり五年以内に補助金の交付を受けていないとき。

二 第十四條の規定により、当該營業年度末からさかのぼり五年以内に交付を受けた補助金の全部を返還したとき。

三 前條の規定により同条に規定する補助金の総額に相当する金額を納付した後に、補助金の交付を受けていないとき。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の第八條第四項の規定は、地方鉄道業者が昭和三十三年七月一日以後を受けた災害についてこの法律施行の日の前日までに施行した災害復旧事業についても、適用する。

〔天田勝正君登壇、拍手〕

○天田勝正君 ただいま上程になりました地方鉄道軌道整備法の一部を改正する法律案の運輸委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

まず、改正案の趣旨を申し上げます。

わが国には、暴風、洪水、地震等、異常な天然災害が多く、そのために地方鉄道、軌道のこりむる被害も甚大であります。災害復旧に要する費用も莫大な額に上り、地方鉄道または軌道の経営者の中には、その自力のみでは早急な復旧が困難なものもあるものであります。しかるに現行法では、新線建設あるいは改良工事等についての助成措置は規定しておりますが、災害復旧についての規定が欠けておりますので、今回、災害復旧についても助成を受ける地方鉄道または軌道をして、すみやかに原状に復帰せしめ、産業の復興や民生の安定をはかりようとするものであります。

委員会の審議におきましては、柴谷委員より、「従来、災害を受けた私鉄に對してはどんな措置をとってきたか、また、災害復旧費として交付した金額

はどのくらいか、昭和三十三年に災害を受けた私鉄に対する補助はどうか」との質疑がありました。これに対して政府委員より、「復旧費の一部を公共事業費から補助した事例として、昭和二十二年、カザリン台風のときに八社、二千八百六十六万四千二百三十九万四千二百三十九円、アイオン台風のとき、四社で六百八十三万四千二百三十九円、特別立法により復旧費の一部を交付した事例として、昭和二十八年の風水害のときの七社、二千五百万円である。また、昭和三十三年の災害を受けた私鉄は、島原鉄道と山鹿温泉鉄道であり、これらの鉄道については、この改正法律案の附則で助成ができるようになっており、また、今年度の予算に一千四百万円計上してある」との答弁がありました。

以上で質疑を終り、討論に入りましたところ、別に御発言ありませんでしたので、直ちに採決に入りましたところ、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よって本案は、全会一致をもって可決せられました。

議事の都合により、これにて暫時休憩いたします。

午前十一時二十分休憩

午後三時二十五分開議
○副議長(寺尾豊君) 定足数がないと認めず。
次会は、明日午前十時より開会いたします。議事日程は、決定次第、公報をもって御通知いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後三時二十六分散会

○本日の会議に付した案件
一、原水爆の禁止に関する決議案
一、日程第一 交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案

一、日程第二 関税法の一部を改正する法律案
一、日程第三 地方鉄道軌道整備法の一部を改正する法律案

出席者は左の通り。

議長 松野 鶴平君
副議長 寺尾 豊君

議員
豊田 雅孝君 常岡 一郎君
田中 茂穂君 杉山 昌作君
島村 軍次君 竹下 豊次君
手島 栄君 佐藤 尚武君
高良 とみ君 河野 謙三君
松平 勇雄君 迫水 久常君
松原 平吉君 田中 啓一君
梶原 茂嘉君 石黒 忠篤君
森 八三三君 西川 甚五郎君
青山 正一君 藤野 繁雄君
堀 末治君 宮城 大マヨ君
前田 久吉君 早川 慎一君
野田 俊作君 谷口 弥三郎君
木内 四郎君 加賀山之雄君
後藤 文夫君 田村 文吉君
村上 義一君 一松 定吉君

本多 市郎君 鶴見 祐輔君
江藤 智君 仲原 善一君
成田 一郎君 西田 信一君
吉江 勝保君 前田 佳都男君
三木 興吉郎君 青柳 秀夫君
雨森 常夫君 小西 英雄君
館 哲二君 井村 徳二君
山本 米治君 小林 武治君
山本 亨弘君 大谷 賛雄君
木島 虎蔵君 有馬 英二君
大谷 肇君 小柳 牧衛君
井上 清一君 小澤 久太郎君
斎藤 昇一君 木暮 武太夫君
石坂 豊一君 西郷 吉之助君
植竹 春彦君 安井 謙君
大野 秀次郎君 黒川 武雄君
苦米 地義三君 増原 恵吉君
松村 秀逸君 神原 亨君
白井 勇君 最上 英子君
柴田 栄君 大沢 雄一君
宮澤 喜一君 平島 敏夫君
後藤 義隆君 高橋 衛君
土田 国太郎君 小幡 治和君
伊能 芳雄君 三浦 義男君
高野 一夫君 古池 信三君
佐野 廣君 寺本 廣作君
石井 桂君 秋山 俊一郎君
岩沢 忠恭君 伊能 繁次郎君
石原 幹市郎君 左藤 義詮君
鹿島 守之助君 井野 碩哉君
下條 康磨君 郡 祐一君
堀木 鐵三君 木村 篤太郎君
青木 一男君 横川 信夫君
吉田 萬次君 勝俣 稔君
大川 光三君 森中 守義君
北村 暢君 鈴木 重明君
藤田 藤太郎君 相澤 重明君
森 元治郎君 平林 剛君
山本 経勝君 岡 三郎君

亀田 得治君 久保 等君
柴谷 要君 大和 与一君
安部 千世子君 江田 三郎君
竹中 勝男君 阿具根 登君
松澤 兼人君 藤田 進君
成瀬 幡治君 小林 孝平君
島 清君 田中 一君
松本 治一郎君 三木 治朗君
千葉 信君 戸叶 武君
荒木 正三郎君 市川 房枝君
八木 幸吉君 野坂 参三君
岩間 正男君 辻 武壽君
白木 義一郎君 安部 清美君
鈴木 壽君 伊藤 顯道君
北條 簡八君 天坊 裕彦君
千田 正君 光村 甚助君
鈴木 一君 秋山 長造君
加瀬 完君 坂本 昭君
阿部 竹松君 大矢 正君
松澤 靖介君 椿 繁夫君
中村 正雄君 矢嶋 三義君
横川 正市君 小酒 井義男君
河合 義一君 松浦 清一君
天田 勝正君 高田 なほ子君
片岡 文重君 永岡 光治君
羽生 三七君 岡田 宗司君
曾根 益君 栗山 良夫君
山下 義信君 棚橋 小虎君
内村 清次君 山田 節男君

内閣総理大臣 岸 信介君
外務大臣 藤山 愛一郎君
国務大臣 津島 壽一君
政府委員 大蔵政務次官 白井 勇君
運輸政務次官 木村 俊夫君

